

# 税務署での面接相談は事前予約をお願いします



- ・事前予約の前に「[よくある税の質問 タックスアンサー](#)」をご確認ください。
- ・「タックスアンサー」は、税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。
- ・事前予約を申し込む際は、面接相談を希望される税務署に電話の上、自動音声案内にしたがって「2」番（税務署）を選択してください。
- ・予約の際には、お名前、ご住所、ご相談の内容等をお伺いいたします。
- ・税金の納付相談などでお越しの際には、事前予約の必要はありません。

事前予約後、税務署に来署される際には、次の関係書類を持参していただくとスムーズに相談を行うことができますので、可能な限り関係書類の持参をお願いします（面接時には写し（コピー）で差し支えありませんが、申告書を提出していただく際には、原本の提出が必要となる書類があります。）。

併せて当ホームページに掲載している「[相続税の申告のセルフチェックシート](#)」を記載の上、持参をお願いします。

なお、下記の持参書類は主要なもののみ記載しておりますので、詳しいことは、「[相続税の申告のためのチェックシート](#)」を参照してください。

## 面接相談時の持参書類（相続財産や債務等についての相談の場合）

財産の種類	関係書類	チェック	
共通	○ 遺産分割協議書、遺言書等	<input type="checkbox"/>	
相続財産	不動産 (土地・家屋等)	○ 所有不動産を証明するもの(固定資産評価証明書、登記済権利証、登記事項証明書等) ○ 借地権等の場合、土地の賃貸借契約書等 ○ 住宅地図、公図、実測図等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	有価証券 (株式・公社債等)	○ 銘柄、株数(口数)の分かる書類	<input type="checkbox"/>
	現金・預貯金等	○ 預貯金の残高証明書、預(貯)金通帳等	<input type="checkbox"/>
	生命保険金・損害保険金 (保険契約に関する権利を含む)	○ 保険証券、支払保険料計算書等	<input type="checkbox"/>
	死亡退職金等	○ 支払明細書等	<input type="checkbox"/>
	貸付金・前払金	○ 借用書等の残高の分かる書類	<input type="checkbox"/>
	未収の給与・地代・家賃・配当等	○ 賃貸借契約書、通帳、配当金支払通知書等	<input type="checkbox"/>
	その他の財産 (貴金属、自動車、ゴルフ会員権等)	○ 取得価額や評価額の分かる書類等	<input type="checkbox"/>
相続時精算課税適用財産	○ (被相続人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税制度の適用を受けていた場合)相続時精算課税適用財産の明細、贈与税の申告書(控)等	<input type="checkbox"/>	
生前贈与財産	○ (相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けていた財産がある場合)贈与税の申告書(控)等受贈財産の分かる書類	<input type="checkbox"/>	
葬式費用	○ 葬式等の請求書、領収書等(墓石の購入費、香典返し等は含まれません。)	<input type="checkbox"/>	
債務(借入金・未払金等)	○ 借入金の残高証明書等の残高の分かる書類	<input type="checkbox"/>	
相続税の申告のセルフチェックシート		<input type="checkbox"/>	

タックスアンサーが一般的な税の質問にお答えします。  
タックスアンサーは24時間年中無休、いつでも答えが探せます。

詳しくは

国税庁

検索

福岡国税局・税務署